国民年金第１号被保険者のみなさんへ（免除・納付猶予の申請について）

日本国内に住んでいる 20 歳以上60 歳未満の人は、国民年金に加入することになっています。

今回のお知らせはここ（学生、自営業、農林漁業者ら）が対象です

平成29 年度分の「免除（全額、４分の３、半額、４分の１）」や「納付猶予」が承認されていた人には、日本年金機構（東福岡年金事務所）から平成30 年度の「国民年金保険料納付案内書」が７月上旬に発送されます。

＊継続審査の対象になっている人には、発送されません
＊就職して厚生年金や共済年金に加入した場合は納付しないでください

【保険料納付が困難な人は免除などの申請を】

保険料の納付が困難な人は、所得審査対象者の所得が基準以下であれば「免除」「納付猶予」「学生納付特例」の制度を利用できます。

【申請に必要なもの】

▶基礎年金番号か個人番号が分かるもの（年金手帳、保険料納付案内書、マイナンバーカードなど）
▶代理人の場合は、印鑑、代理人の本人確認できるもの（運転免許証など）
▶「学生納付特例」の場合は、学生証（コピー可）か在学証明書
▶失業などで会社を辞めた場合は、離職年月日が確認できる公的機関の証明（雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など）

【国民年金保険料免除申請など】

	①一般の免除申請	②納付猶予申請	③学生納付特例
対象	納付が困難な人（学生を除く）	20 歳以上50 歳未満の人（学生を除く）	20 歳以上の学生
所得審査の対象	本人、世帯主、配偶者	本人、配偶者	本人
申請の年度単位	７月～翌６月　（７月以降受付）		４月～翌３月（４月以降受付）
申請が可能な期間	申請月の２年１月前分まで申請可		

＊平成 30 年７月１日以降、納付猶予が承認された場合、継続申請を希望する人で、翌年度以降全額免除にも該当するかの審査を受けるか届書で選択できるようになりました。ただし、該当しなかった場合は、改めて一部免除や納付猶予の申請が必要
＊一般の免除申請で、一部免除の承認を受けた場合、残りの額を納付しないと「未納期間」になり、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります

申 問 ▶市民課国民年金係（本館１階）☎（36）1128
▶東福岡年金事務所国民年金課☎092（651）7967

国民健康保険税特別徴収（年金天引き）の通知書を７月中旬に発送

次の全てに該当する世帯は特別徴収（年金天引き）の対象です。

▶世帯主が国民健康保険（国保）加入者（年度途中で 75 歳に到達する人を除く）
▶世帯の国保加入者全員が 65 歳以上 75 歳未満
▶年金天引きの対象となる年金が年額 18 万円以上で、介護保険料と国民健康保険税を合わせて年金額の２分の１を超えない

すでに特別徴収（年金天引き）になっている人

７月中旬に「平成 30 年度国民健康保険税額決定通知書」を送付します。平成 30 年度の国保税は年６回（年金支給月の４、６、８、10、12、翌年２月）の年金天引きになります。年税額から４、６、８月の天引き（仮徴収）額を差し引いた残額が 10、12、翌年２月の天引き額になります。

これから特別徴収（年金天引き）が開始になる人

７月中旬に「平成 30 年度国民健康保険税特別徴収開始通知書」を送付します。平成 30 年 10 月から特別徴収（年金天引き）が開始になります。４期までは納付書で支払ってください。

特別徴収（年金天引き）にならなかった人

７月中旬に５～10 期の納付書を送付します。

納付方法を口座振替に変更できます

国保医療課で手続きする場合
●持参品＝キャッシュカードまたは通帳と届出印、保険証
＊キャッシュカードの場合の利用可能な金融機関＝福岡銀行、西日本シティ銀行、福岡中央銀行、北九州銀行、遠賀信用金庫、ゆうちょ銀行

市内の金融機関で手続きする場合
●持参品＝通帳と届出印、通知書

問 国保医療課国民健康保険係☎（36）1363

7月中旬に 70～74歳国民健康保険加入者 福岡県国民健康保険高齢受給者証を郵送

市では、国民健康保険に加入している 70 ～ 74 歳の人へ、８月から使用する「福岡県国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。８月１日（水）以降に医療機関で受診するときは、更新後の新しい「福岡県国民健康保険高齢受給者証」と「福岡県国民健康保険被保険者証」を提示してください。

●郵送時期＝７月中旬
●対象＝国民健康保険被保険者で、昭和 18 年８月２日～同23 年８月１日に生まれた人
＊後期高齢者医療制度の適用を受けている人を除く

現在使用している「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限は７月31 日（火）までです。

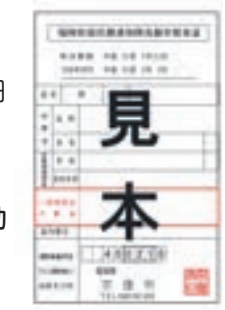

【70 歳以上 75 歳未満の人の一部負担金割合】

現役並み所得者以外	平成 26 年４月１日以前に 70 歳になった人（誕生日が昭和 19 年４月１日以前の人）	１割
	平成 26 年４月２日以降に 70 歳になった人（誕生日が昭和 19 年４月２日以降の人）	２割
現役並み所得者（市県民税課税所得が 145 万円以上）		３割

問 国保医療課国民健康保険係☎（36）1363

（広告）